

# 三重県融資制度のご案内

## (小規模事業資金)

### 融資対象

#### 【一般扱い】

常時雇用する従業員の数が商業・サービス業では5人以下、製造業・その他では20人以下の小規模事業者

#### <特定事業扱い…旅館・ホテル業のみ>

常時雇用する従業員の数が6人以上20人以下  
(一定の対象要件が追加されます)

この融資制度は、商工会議所会頭推薦により、三重県信用保証協会の保証を受け、金融機関を通じて融資されます。

### 融資条件

- 融資限度額 1,500万円
- 利率 年 1.75%

※【一般扱い】の該当者…市内の営業所に使用する設備資金の場合、年1.55%

- 保証料率 1.5%~0.45%  
(完済後に鳥羽市より保証料を受取ることができます  
…完済後1カ月以内に申請が必要。)

※但し、繰上返済や返済条件を変更した場合は対象外になりますのでご注意ください。

- 返済期間 運転資金5年以内、設備資金7年以内の月賦  
(据置期間1年以内を含む)

- 保証人 第三者保証人不要(原則)

### 推薦の主な条件

- 県内に事業所があり、同一業種で引き続き1年以上事業を営んでいる。
- 税金を完納している。
- 対象業種である(※養殖業等は対象外)
- 許認可等を要する業種はそれをうけている。
- 土地取得資金、私的利用の可能性のある自動車購入資金等は対象外



### 申込に必要な主な書類

#### 個人企業

- ①前年、前々年の青色申告決算書控又は  
収支内訳書控
- ②前年、前々年の確定申告控
- ③印鑑証明書(初回2通)
- ④個人事業税及び個人住民税の納税証明書  
又は領収書の写し(過去3年分)
- ⑤見積書(設備資金)
- ⑥決算期の借入明細書
- ⑦許認可・登録証等(許認可を要する業種)
- ⑧所有する不動産概要書類
- ⑨個人情報同意書
- ⑩実印、個人認印

#### 法人企業

- ①前期、前々期の税務申告書一式
- ②決算後6ヶ月を経過している企業は最近の試算表
- ③印鑑証明書(法人・個人)(初回各2通)
- ④法人事業税及び法人住民税の納税証明書  
又は領収書(過去3期分)
- ⑤見積書(設備資金)
- ⑥決算期の借入明細書
- ⑦許認可・登録証等(許認可を要する業種)
- ⑧商業登記簿謄本
- ⑨定款
- ⑩所有する不動産概要書類
- ⑪個人情報同意書
- ⑫実印、個人認印

企業を育て地域を伸ばす

鳥羽商工会議所 中小企業相談所

TEL 0599-25-2751・FAX 0599-26-4988

E-mail sodan@toba.or.jp